

要綱（骨子）案第3の2の調査手続に関する仮想事例

法制審議会刑事法（再審関係）部会

委員 村山浩昭

提案する仮想事例（殺人事件）

1 事案の概要

40代の男性乙が、●日午後11時頃、●公園内において、死体で発見された。死因は失血死だった。

凶器は発見されず、乙の着衣に付着した血液は乙のものだけであった（DNA型鑑定の結果）。乙の元部下で、事件の1か月前まで一緒に働いていた甲（30代の男性）が逮捕され、逮捕当時は否認していたが、勾留18日目で自白した。しかし、公判では一貫して否認した。

2 有罪の根拠となった証拠関係

(1) 自白（遺体発見現場で、出刃包丁で乙を刺したというもので、秘密の暴露はない。）

(2) 目撃者2人丙と丁の証言

甲の飲み友達であり、甲の顔をよく知っている2人が、犯行直後頃、犯行現場付近を走り去る甲を見た。

(3) 乙の同僚戊の証言

甲と乙は、元は同じ職場で勤務していたが、上司の乙が常に甲に対して厳しい指導をしており、甲はそれを苦にして職場を辞めた。辞めたときに、「乙は絶対に許さない。ぶつ殺してやる。」と言っていた。

(4) 犯行現場から100M位離れた公道上に落ちていた血痕付着の鍵

甲の部屋（アパート）の鍵と一致していた（甲は逮捕時部屋の鍵を持っていたが、もう1つの合鍵はなくしたと供述）。血痕からは、甲と乙のDNA型が検出された。

3 再審請求の理由

自分は犯人ではない。犯行当夜、自分は犯行場所に行っていない。

#### 4 再審請求時に提出された新証拠

以下のそれぞれの場合に、試案の第3の2の(2)のアの（ア）の「再審の請求が法令上の方に違反したものであると認めるとき」又は（エ）の「理由がないことが明らかであると認めるとき」に該当するか。

(ケース1)

目撃者のうちの1名である丙の、「当時走り去る男を見たが、走り去る男が甲だとは分からなかった。検察官に、甲が自白していると聞かされたので、法廷で認めてしまった」旨の供述書（陳述書）

(ケース2)

「甲は乙を恨んでいるようだったので、つい、『許さない』とか『ぶっ殺してやる』などと証言したが、実際に、そのような甲の言葉を聞いたわけではない。」旨の戊の供述書（陳述書）

(ケース3)

事件の3日前に甲が甲宅の最寄りの交番に、甲の部屋の鍵の盗難届を出した際に作成された盗難届の控え

(ケース4)

「自白によれば、凶器は出刃包丁で、被害者の胸部を思い切り1回突き刺したとなっているが、被害者の創傷からみて、凶器は刺身包丁様の刃物であり、少なくとも3回は、被害者の胸部に刃が刺入された」旨の法医学鑑定書

(ケース5)

「犯行当夜8時頃、甲と街の居酒屋で知り合い、意気投合して甲のアパートで朝まで飲んでいたこと」を立証趣旨とする女性己の証人尋問

己は、供述書（陳述書）の作成には応じないが、裁判所でならきちんとお話しすると言っているので、証人尋問を求めて、再審請求をした。

（ケース6）

未開示の己の供述調書の取調べ（証拠提出命令）

己は、事件直後、警察に対し、「犯行当夜8時頃、甲と街の居酒屋で知り合い、意気投合して甲のアパートで朝まで飲んでいた」という話をして、供述調書を作成してもらったと話しているが、その供述調書は開示されていない。

（ケース7）

甲の手紙

手紙には、「犯行時刻に自分のアパートにいたことは間違いなかったが、具体的に何をしていたのか思い出せなかった。刑務所でふと居酒屋Aの名前を思い出し、その居酒屋でたまたま隣に座った女性と意気投合し、そのまま自分のアパートで一緒に深夜まで飲酒していたことを思い出した。女性の名前は居酒屋と同じAだということは覚えているが、連絡先等は交換していない。Aという女性に話しかけたが、私が無実であることがはっきりするので捜してほしい」ということが書かれている。

（ケース8）

乙が倒れていた現場付近で、犯行時刻頃、乙らしき男性を見たという女性の下記内容の供述書（陳述書）

その男は、胸の辺りを押さえてよろよろ歩いていたが、すれ違ってしばらくすると音がしたので振り返ると、倒れたようだった。怖くなつたので、急いで帰宅した。その現場付近ではその男しか見ていない（乙と目撃した男の服装は、ほぼ合致している。）。

乙が受傷したのは、別の場所で、時刻ももう少し前のことであつて、自白は虚偽であり、甲が犯人ではないと主張。

(ケース 9)

甲の自白には、体験供述性が認められないとする供述心理鑑定

自白調書は取調官に強制、誘導された結果のもので、信用性がないと主張。

(ケース 10)

この事件のDNA型鑑定を実施した都道府県警察の科捜研の職員が、DNA鑑定をしていないのにしたように見せかけて虚偽の鑑定書を作成していたことを警察が発表したことを報じる新聞記事の切り抜き

証拠となっているDNA型鑑定は虚偽である。自分は犯人ではないから、血痕から自分のDNA型が検出されることはない。また、鍵や乙の着衣のDNA型鑑定も誤りである可能性があり、正しく鑑定すれば、真犯人のDNA型が検出される可能性があるとして、再審請求をした。ただし、科警研の職員の虚偽公文書作成の有罪判決は確定していないものとする。

(ケース 11)

現場遺留物のDNA型鑑定の請求（証拠物の証拠提出命令及び鑑定請求）

甲は、判決確定後に実況見分調書添付の写真を見て、血の付いたハンカチがあったことを発見した。確定審において、ハンカチは開示されていなかった。また、ハンカチのDNA型鑑定の実施結果は開示されていなかった。そこで、甲は、ハンカチのDNA型鑑定を実施すれば、甲が犯人ではなく、別人であることが明らかになるとして、ハンカチを含む全ての現場遺留物の証拠提出命令を請求するとともに、現場遺留物のDNA型鑑定の実施を請求した。

(ケース 12)

刑務所の同房者庚の証人尋問の申し出

甲は、判決確定後、刑務所の同房者庚から、「知人（同房者庚の知人）から、『あの事件の真犯人はおれだ』という話を聞いたことがある」という話を聞いた（話の内容は、それなりに具体性が伴っている。）。同房者庚の氏名及び

所在（刑務所）は判明しているが、知人の氏名及び住所は不明である。そこで、甲は、裁判所に対し、刑務所の同房者庚の証人尋問を請求した。

以 上